

第29回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第29回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 令和5年4月27日(木) 午後2時から午後3時45分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 本庁舎3階 会議室301
- 4 出席者 上原会長、原田委員、栗原委員、高嶋委員、斎藤委員、塚田委員、中村委員
- 5 市側出席者 今吉都市建設部長、高木建築住宅課長、小松建築景観係長、日岐主事
- 6 公開・非公開の別 一部非公開(会議事項(2))
一部非公開の理由 該当部分は安曇野市情報公開条例第5条第1項第3号に規定する法人等に関する情報であって公にすることにより利益を害するおそれがあるものであり、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第1項第2号に該当するため。
- 7 傍聴人 0人
- 8 会議概要作成年月日 令和5年6月1日

協 議 事 項 等

I 会議概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員・事務局紹介
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度 景観施策の取り組み実績について 資料2
 - (2) 景観計画に定める基準を超過した計画に係る対応について(非公開) 資料3-1~3
 - (3) 令和5年度 景観施策の取り組みについて 資料4-1, 2
資料5
- 5 その他
- 6 閉会

II 会議事項要旨

- 1 令和4年度 景観施策の取り組み実績について
 - (1) 事務局から資料2により説明
 - (2) 質疑・意見等
委 員：景観条例等のチラシ配布や記念樹の周知、環境フェアへの出店に対する反響等はどうか教えてほしいです。
事務局：チラシ・ハガキを配布してからすぐに申請を行っていただいたり、環境フェア終了後、次の開庁日に来庁いただいたりしたので効果はあったと事務局で実感しています。
- 2 景観計画に定める基準を超過した計画に係る対応について(非公開)

3 令和5年度 景観施策の取り組みについて

(1) 事務局から資料4-1, 2、資料5により説明

(2) 質疑・意見等

委員：屋外広告物の安全点検の点検項目についてはどのようになっていますか。

事務局：これまで任意で提出していただいていた安全点検の報告をそのまま義務化するものであり、点検項目についても従前のものを引き継ぐものとなっています。

委員：現在、市ですべての広告物は把握しているのですか。

事務局：条例施行後に手続きを行った広告物はすべて把握できていますが、条例施行前から設置されていて手続きの発生していない広告物については把握できていません。

委員：安全点検は業者が行わなくてはいけないものですか。

事務局：広告物の規模によって変わりますが、地上から高さ4m超の広告物は資格を持った業者でなければなりません、高さ4m以下の広告物については資格を持っていない方でも点検できます。

委員：屋敷林の保全に関する支援策はなにかありますか。

事務局：緑の基本計画で屋敷林の保全方法や継承の方法を検討し、推進していくという運びになっています。

委員：これから検討するということですか。

事務局：はい。

委員：屋敷林は安曇野の景観の財産なので、しっかり守っていく手立てをしてほしいということを要望として上げたいと思います。

事務局：緑の基本計画の担当部局へ伝えさせていただきます。

委員：もう一つ。県のまちなかグリーンインフラ推進計画で保育園・幼稚園の園庭の芝生化に対する補助制度が4月から始まりました。安曇野市では早速園庭の芝生化を行うと表明されていたので、ぜひ補助制度も活用していただいて、模範的な進め方をしていただきたいと思います。また、園庭の芝生化ということで緑が増える事業なので、緑の基本計画でもうまく位置付けして進めていただければと思います。

会長：今のお話とても重要だと思います。安曇野らしい質の高い緑を守っていくことやグリーンインフラ等で防災・減災に寄与しつつ、子どもたちが緑の中で遊べる空間を形成する等、緑地面積のような要件に合致するだけでは無いところを安曇野でやれると良いと思います。

4 その他

(1) 事務局から審議会委員の任期について説明

(2) それぞれの委員から安曇野市における景観づくりにおいて意見交換

(3) 会長から先進事例の紹介

5 閉会

(以上)